

## 保証制度のポイント

# 小口連携保証(トライアングル1000)

### 1 保証対象者

下記のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方

### 2 資格要件

#### ココをチェック!!

商工団体との連携保証です。  
商工団体の推薦状が必要です。

県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む会社・個人(確定申告先)で商工団体が推薦する先であって、次の各号のいずれかに該当する方

- (1)直近決算において年商が1億円未満の会社・個人(確定申告先)  
(2)直近決算において年商が3億円未満の会社

### 3 保証限度額

#### ココをチェック!!

税理士等が作成する「会計チェックリスト」添付を条件に保証枠を1,000万円まで拡充します！

資格要件(1)の方 500万円  
ただし、運転資金については月商の2か月を上限とする。

資格要件(2)の方 1,000万円

ただし、運転資金については月商の2か月を上限とする。  
なお、500万円超(小口連携保証の既保証残高を含む。)となる場合は、「中小企業の会計に関する基本要領」に沿って会計処理されていることを必須条件とし、『中小企業会計要領の適用に関するチェックリスト』の提出が必要。

### 4 資金使途

運転資金・設備資金

### 5 保証期間

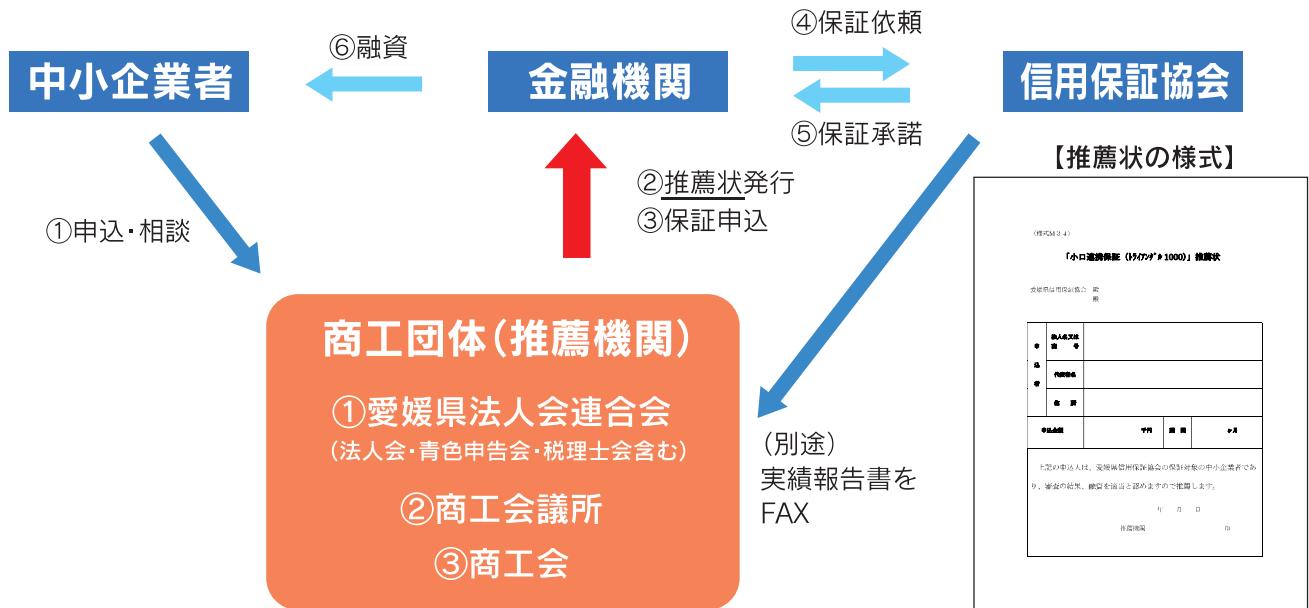
運転資金: 5年以内

設備資金: 7年以内

### 6 その他

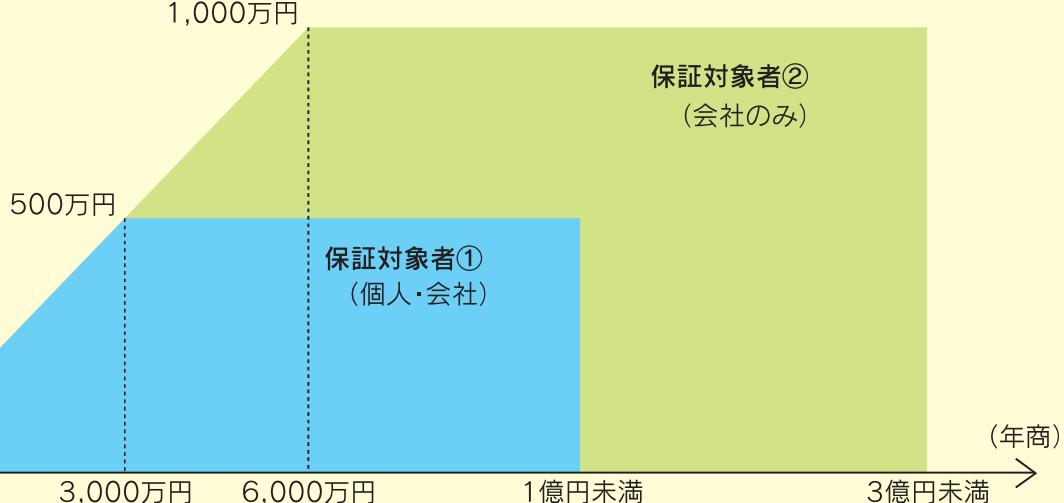
※貸付金利については、通常金利に比べ0.3%優遇されています。

## 〈小口連携保証(トライアングル1000)に係る事務処理フロー〉



(保証限度額)

### 【運転資金申込の場合の保証限度額】



保証対象者	対象者の条件	保証限度額
保証対象者①	直近決算において年商が1億円未満の会社・個人(確定申告先)	500万円 (※運転資金は下記のとおり制約あり)
保証対象者②	直近決算において年商が3億円未満の会社。(『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリストが必要)	1,000万円 (※運転資金は下記のとおり制約あり)

※運転資金は、上記保証対象者①、②ともに上図のように月商2か月分が上限となります。

- (1) 500万円を超える1,000万円までの保証申込(小口連携保証の既保証残高を含む。)は、会社のみ利用可で、『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリストが必要です。
- (2) 500万円までの保証申込(小口連携保証の既保証残高を含む。)は、会社・個人事業所とともに利用可で、上記(1)の『チェックリスト』の提出は不要です。
- (3) 500万円を超えての運転資金の申込は、直近の年商が3,000万円超であることが必要です。
- (4) 1,000万円の運転資金の申込は、直近の年商が6,000万円超であることが必要です。